

名古屋大学医学部附属病院 先端医療開発部
技術補佐員（モニタリング業務・契約職員）募集要項

名古屋大学医学部附属病院先端医療開発部では、下記のとおり技術補佐員（契約職員）を募集します。
記

- 1.勤務場所 名古屋大学医学部附属病院先端医療開発部データセンター（名古屋市昭和区鶴舞町 65）
- 2.職 名 技術補佐員（契約職員）
- 3.任 期 2023 年 12 月 1 日以降～2024 年 3 月 3 1 日
 - ・雇用は年度単位。
 - ・ただし雇用期間満了時に更新基準に基づく評価の上で、年度毎に最長 5 年まで更新する可能性あり（それ以降は無期転換の可能性あり）
- 4.業務内容
 - ・治験・臨床研究にかかる以下のモニタリング業務（院内・院外含む）
 - ・開始前の準備（実施機関の選定、モニタリング手順書及び計画書等の作成等）
 - ・実施状況の確認（直接閲覧・EDC を用いた確認）
 - ・ICH-GCP 等の法令・指針遵守の確認
 - ・その他、先端医療開発部の各種業務
- 5.募集人員 2 名
- 6.応募条件 治験・臨床研究における CRA（臨床開発モニター）経験、もしくは臨床研究コーディネーター等で治験・臨床研究支援に関する業務経験を有すること。
（薬剤師、看護師、臨床検査技師免許の資格は必須ではないが、あればなお望ましい。）
- 7.採用時期 2023 年 12 月 1 日以降（応相談）
- 8.勤務条件
 - 1）勤務時間 月～金 週 5 日勤務 8:30～17:15（週 38 時間 45 分）
 - 2）休憩時間 12 時～13 時
 - 3）休 日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
 - 4）加入保険 共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険
 - 5）年次有給休暇（雇用日に勤務日数等に応じて付与）、夏季休暇（大学指定日）、忌引等
 - 6）年棒制：4,500,000 円（月額 375,000 円）を上限として、経歴・能力を勘案し決定。
諸手当：通勤手当（支給要件有、上限 55,000 円/月、一月を通して在宅勤務のみの場合は支給なし）、超過勤務手当（賞与、住居手当は支給なし）
 - 7）その他 終日在宅勤務（テレワーク）とすることも可能（但し業務の都合により出勤有）

※詳細は担当者にご確認ください。
- 9.応募方法 履歴書（様式自由、E-Mail アドレス要記入、写真貼付のこと）及び「類型該当性の自己申告書」（指定様式）を提出先あて郵送してください。
※封筒には「技術補佐員（モニター）応募書類在中」と朱書きして下さい。
- 10.選考方法 書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。
- 11.応募締切 2023 年 12 月 20 日（水）※但し、採用者が決まり次第、募集を締め切ります。
- 12.面接日程 書類審査終了後、面接の詳細について連絡させていただきます。
- 13.応募書類の送付先及び問合せ先
〒466-8560 名古屋市昭和区鶴舞町 65
名古屋大学医学部附属病院先端医療開発部・担当：野村
TEL:052-744-2942
- 14.その他 面接のための交通費は、自己負担とします。
提出いただいた書類は本選考以外には使用いたしません。
また、応募書類は返却いたしませんので予め御了承下さい。
2021 年 1 1 月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対

象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただきます。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 _____

氏名 _____

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①

外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？	No ☐
Yes ☐	
本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？	Yes ☐
No ☐	
本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)	Yes ☐
No ☐	
類型①に該当する。	類型①に該当しない。

類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？	No ☐
Yes ☐	
その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？	No ☐
Yes ☐	
類型②に該当する。	類型②に該当しない。

類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No ☐
Yes ☐	
類型③に該当する。	類型③に該当しない。